

7号議案 本駒込5丁目神明西部町会々則の一部改定（案）

現行	改定案
本駒込5丁目神明西部町会々則	神明西部町会々則
第1条 本会は本駒込5丁目神明西部町会と称する。 (本会事務所は会長宅に置く)	第1条 本会は神明西部町会と称する。 (本会事務所は会長宅に置く)

8号議案 本駒込5丁目神明西部町会個人情報取扱規定の一部改定（案）

現行	改定案
本駒込5丁目神明西部町会個人情報取扱規定	神明西部町会個人情報取扱規定
第1条 この規定は、本駒込5丁目神明西部町会（以下「本会」という）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めるものとする。	第1条 この規定は、神明西部町会（以下「本会」という）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めるものとする。